

【国際法グループメンバー氏名】

- (1) 萬歳寛之 早稲田大学法学学術院教授（座長）
- (2) 玉田 大 神戸大学大学院法学研究科教授
- (3) 石川義道 静岡県立大学国際関係学部講師
- (4) 瀬田 真 横浜市立大学都市社会文化研究科准教授
- (5) 越智 萌 立命館大学国際関係学部准教授

【研究期間】2018年10月～2021年3月

1. 研究の背景・目的（日本語800字以上）

日台間には、公式の政府間関係が存在せず、日本国政府は台湾との関係は「非政府の実務関係」というかたちで一貫して対応してきている。しかし、日台間では、民間交流はかなりの程度進展し、私人の活動はそれぞれの当局の管轄の下で規制を受けている。この規制のあり方や受入の仕方次第では、「非政府の実務関係」を超えた含意を伴うことになってしまう可能性もある。

そこで、本研究では、日台関係における国際法課題のうち、経済交流に関わる課題に特化して、①経済交流を可能とする法的基盤と②経済交流に伴う人の移動により発生する法律違反事案への協力関係のあり方を分析することを目的としてきた。

①日台関係は経済関係を中心として現実的な協力関係を構築していくことが望まれる。しかしながら、たとえば、近時の食品規制にみられるように、経済分野における規制の中には、双方の当局間で意見が対立することもある。また、経済交流の活発化に伴い、双方の私人間の投資環境を整える必要があり、この投資環境は二者間の取決めの他、CPTTPのような多国間枠組みを通じて整備されることも考えられうる。こうした意見対立を解消したり将来的な経済交流基盤の整備をしたりしつつ、日台の経済関係を発展させていくためには、国際通商法や国際投資法の実体法や紛争解決手続に関する共通理解を醸成していく必要がある。

②また、経済交流の進展や深化とともに、相互の人の移動が活発になる。人の移動の増大に伴って、民事・刑事の分野における法律違反事案も増大する可能性もある。その際、国際法の観点からは、容疑者の領事通報の権利や公式の政府間関係のない当局者間の刑事司法共助のあり方など、日台関係の実態にもとづいた協力関係について、理論と実務の観点から検討することに意義がある。

こうした日台関係の現実的課題に鑑み、日台の専門家による実証的・理論的分析を通じた知的交流は、有益な政策的含意を含むものになるであろう。その意味で、本研究は、上記①

と②の共通理解の醸成への貢献という重要な意義をもつものといえる。

2. 研究の手法（日本語800字以上）

国際法グループのメンバーは、日本の学会でも主導的な若手研究者であり、それぞれの担当に関する専門的知見は十分にもっている。それゆえ、本研究の鍵となるのは、日台関係の実態を把握することにある。この実態の把握のためには、各メンバーによる文献研究だけでなく、日本の台湾関係（政治・経済・法）の有識者や関係国内法の有識者とともに、台湾の有識者との対話も重要になると考えた。その際、使用言語にも意を砕いた。平素の交流では英語を用いたが、日台関係における法的枠組みを議論する際には、微妙な政治的含意が入り込むことは避けられないため、正確を期すために、信頼のおける通訳を挟むことで、日本語と中国語による対話を行うことを心掛けた。

2020年度までの研究期間を通じて、日台関係の実態的文脈における貿易・投資の自由化と人の移動に伴う諸課題への対応について、政策的含意をもった実証的・理論的分析の結果をまとめた。

上記1.の目的を実現するべく研究組織としては、国際経済法班（玉田大、石川義道）と執行・司法管轄権班（瀬田真、越智萌）に分けて研究活動を行った。

国際経済法班は、GATT/WTO法に代表されるような国際通商法（石川）と、「日台民間投資取決め」や自由貿易・経済連携協定（FTA/EPA/CPTPP等）にみられるような国際投資法（玉田）を分析対象とした。

執行・司法管轄権班は、領事通報制度を素材として人に対する政府・当局の規制権限・管轄権の国際法的性格（瀬田）を検討し、刑事法分野における引渡しを含めた日台当局間の司法共助に係る協力関係のあり方（越智）を分析した。

2018年度は、文献研究を主として行い、台湾側の委員たちとの意見交換を通じて、テーマの絞り込みを行った。2019年度は、それぞれの委員が選択したテーマについて文献研究を深めるとともに、台湾側から入手すべきデータや情報を明確化して、台北で開催された中間報告会に臨んだ。それにより、通常の文献研究では得られないデータや情報を入手することができた。とくに、台湾側の農水当局の食品安全の考え方や犯罪統計を知ることができた点は中間報告書の作成に向けて貴重な情報収集となった。2019年度に完成させた中間報告書によって最終報告書の方向性がみえてきたこともあり、2020年度は日台の委員の所属する大学その他の研究機関を相互訪問することで積極的な意見交換をして最終報告書をまとめる予定であったがコロナ禍のために実現できなかった。対面式での意見交換ができなくなったこともあり、日本側の成果文書案を中国語（繁体字）に翻訳することで、日台関係の法的側面に関わる微妙なニュアンスを日台双方の言語で表現することを試みた。こうした方法は台湾側からも大いに歓迎されたと理解している。

3. 研究成果（日本語1600字以上）

最終報告書は、2018年度から2020年度までの3年間における日台若手研究者共同研究事業（国際法グループ）の研究成果としてまとめられた。国際法グループは、萬歳寛之（早稲田大学教授）を座長とし、玉田大（神戸大学教授）、石川義道（静岡県立大学講師）、瀬田真（横浜市立大学准教授）、越智萌（立命館大学准教授）を委員として構成された。国際法グループの研究成果は下記のとおりである。

〔総論〕

1. 萬歳寛之

「日台関係と国際法」

〔各論〕

2. 玉田 大

『日台民間投資取決め』の分析と今後について」

3. 石川義道

「日台間での有機同等性の相互承認をめぐる法的分析—相互承認を通じた日台貿易の未来—」

4. 瀬田 真

「日台間での領事通報制度の現状と課題—領事通報制度の人権化の文脈で—」

5. 越智 萌

「日台間での国際刑事司法共助の現状と課題」

〔総論〕

1. 「日台関係と国際法」では、各論の4つの研究成果が基礎に置く日台関係と国際法との関係性一般が論じられている。とくに、「中国」という国家の国際法的把握の特質を分断国家の観点から取り上げ、現在の日台関係は、日中共同宣言にもとづく日中関係の制約を受けながら展開されるべきことが指摘されている。しかしながら、日中国交正常化時における交渉から、安全保障の文脈における台湾問題の取り扱いの方向性は一定程度明確にできる一方で、経済関係に関する指針を抽出することは困難であるといえる。そのため、現実の経済的課題に対して、どのように日台関係を法的に構築してきたのか、個別の経験を積み上げていくアプローチが重要であるとの考えが示されている。こうした総論的認識にもとづき、各論で個々の問題が取り上げられていくことになる。

〔各論〕

2. 『日台民間投資取決め』の分析と今後について」では、2021年に終了期限を迎える日台投資取決めの延長の可否を判断するにあたって、本取決めの問題点と改善点が検討されている。まず、日本側は「取決め」で台湾側は「協議」とする名称の相違が示すように、文書の位置づけに関する認識の相違が存在することが示されている。今日までに、日台投資取

決めを巡って実際に投資紛争が生じたというわけではないが、当該取決めは国際法・国際投資法の観点から興味深い論点を提起しているとされる。とくに、投資仲裁付託条項について、投資仲裁付託の際には日本国政府の個別の「同意」が必要とされており、投資仲裁の機能を想定するのが困難であるため、投資仲裁の同意の問題を解消するための方策として、台湾のCPTPP加入の可能性が検討されている。

3. 「日台間での有機同等性の相互承認をめぐる法的分析—相互承認を通じた日台貿易の未来—」では、第44回「日台経済貿易会議」（2019年10月30日）において署名された「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」を中心的素材として、有機同等性の相互承認の内容、特徴、問題点、相互承認を促した要因に関する分析がなされている。同覚書においては、相手方の評価機関が行った自らの規格との適合性評価の結果を輸入側が受け入れる一般的な相互承認とは異なり、相手方の評価機関による相手方の規格との適合性評価の結果を受け入れることを輸入する側が認めている、という点に特徴があるとされる。今後両者間で発生するであろう食品や製品の規格をめぐる対立の迅速な解消のためにも、国際試験所認定協力機構や国際認定フォーラム認定機関等の国際的な相互承認ネットワークに日台の認定機関が加入するというのも重要な戦略となりうることが指摘されている。

4. 「日台間での領事通報制度の現状と課題—領事通報制度の人権化の文脈で—」では、経済のグローバル化の進展により、日台間の関係は往来・居住においても密接になっている中で逮捕事案なども増加していることを背景に、領事通報制度の運用のあり方が検討されている。ある国の国民が外国で逮捕された場合の領事支援への権利は、領事関係条約第36条において規定されている。台湾についていえば、日本との国交がなく、そのため、日本と台湾とでは、互いの国民を逮捕した場合に、通報することを希望するか否かの確認（通報支援の情報への権利の保障）を行っていないのが現状であり、日本の運用上も必要がないとされている。しかしながら、国際司法裁判所の判断においては、国際法の人権化の傾向が現れるようになってきており、領事通報制度を国交の有無で実施するだけでは、もはや国際法に合致しなくなる可能性があるため、個人に領事支援の情報への権利を保障していくことが、人権を尊重する国家として今後求められる姿勢であると指摘されている。

5. 「日台間での国際刑事司法共助の現状と課題」では、まず、犯罪捜査や裁判における海外との共助や情報共有の必要性が高まる中、国連を中心とした越境犯罪の防止に関する諸条約等を中心として、外交ルートに寄らないより円滑な共助制度の構築が志向されてきていることが指摘される。そのうえで、こうした必要性は日台間でも認められていることを踏まえて、日台間、および日本と台湾それぞれが他の主体と締結している共助条約・協定および共助の実行について検討がなされている。日台間の共助関係における基本的かつ最大の問題は、形式的には「外交関係」がない中で、その関係を「非政府間の実務関係」と位置づけている点に起因する。というのも、共助の関係は公権力による強制力を伴う行為であり、法により厳格に規律されるべき事項であるからである。そのため、共助が、「非政府間の実務関係」の中で処理できる問題であるのかが、今後日台間での共助関係の中心的課題となる

ことが指摘されている。

4. 結論と提言

(1) 研究成果の日台における位置づけとインパクト（日本語800字以上）

これまで、日台関係に絞った国際法学のまとまった研究成果はほとんどなかったといってよい。その意味で、本研究成果は、我が国における日台関係に関する国際法学の研究業績の嚆矢となるものであるといえる。また、そうした研究の最前線を飾るのに相応しい陣容・内容であることも確かである。

日台関係を国際法の観点から取り上げる場合、外交関係のない「非政府間の実務関係」とらえ方が鍵となる。日中共同声明上、日本国政府は、中華人民共和国政府の中国の代表性を毀損することで中台間の不安定化を招かないように日台関係を構築し運用すべき固有の制約を課されているといえる。しかしながら、各論の個々の論文でも論じられているように、一定の統治機構を有している台湾と向き合う際には、経済関係においても「主権」の問題が表出してくることになる。

日台の経済枠組みについて、日台投資取決めにおいては投資仲裁付託条項における日本国政府の同意が問題となり、また有機規格の適合性評価の受け入れにおいては輸出側の評価の輸入側による受け入れという食品安全に係る主権事項が関係してくる。また、日台の刑事協力関係について、逮捕による領事通報制度の運用においては人権の1つとされる領事支援への権利の保障を外交関係の有無の観点からのみ検討できないこと、刑事司法共助においては法律の厳格な運用が求められる分野である一方で、外交ルートによらない共助制度の構築が求められてきているため、非政府間の実務関係の位置づけに揺らぎがみえてきていることなどが明らかにされている。

こうした研究成果を通じて、日台の経済関係の進展にもとづく実態を規律する法的規制のあり方を個別にみていくと、それぞれで慎重に検討・解決すべき「主権」の問題が表出する一方で、これに対して「非政府間の実務関係」などの一般的概念の下で解決の指針を導き出すことができず、投資・相互承認・領事通報・刑事司法共助などの各分野における法解釈に照らして個別的な解決を積み重ねていく経験的アプローチの重要性を実証的に示すことができた。その意味で、日台関係を国際法の観点から検討する場合の方法論にも一定の示唆を与えることのできる研究成果となっており、今後の研究に向けた大きなインパクトをもつものになっていると評価できる。

(2) 提言と今後の展望（日本語800字以上）

外交関係のない日台関係における主権的事項に関わる問題は、とくに日中関係の文脈で微妙な政治的含意を伴うことになるので、日中共同声明にあるように中華人民共和国政府の中国の代表性を毀損しないように注意をしなければならない。そうした中で、国際経済法班の研究成果からは、投資取決めにおいてはCPTPPの活用の可能性が提言され、そして相

互承認においては国際的な相互承認ネットワークといった多国間の枠組みの活用が提言されている。また、刑事司法共助においても、外交ルートに寄らない円滑な共助制度の構築が国連等の場で検討されている中で、日台の刑事司法共助も新たな視点で再構築すべきことが提言されている。これらは、日台間の経済関係や人的交流の進展という実態面からみて、法的規制が必要であるとするものの、それらの規制のための基盤を必ずしも日台の直接的二者関係ではなく、多国間枠組みや地域的協定等を通じて構築していく方法も将来的課題として検討すべきことを指摘するものである。日中共同声明上の制約と外交関係の不存在ゆえに生じる困難さを避けるための現実的な処理の方向性を示す提言であるといえる。

他方で、こうした将来的課題としての多国間枠組みの利用の可能性とは異なり、領事通報制度は現に存在する多国間条約の履行の問題に関わっている。領事関係条約上の領事通報に係る義務の履行にあたって、これまで外交関係の不存在を理由として、我が国は台湾人の逮捕者を台湾当局に通報する必要性を必ずしも認めていなかった。しかし、現在では、通報支援の情報への権利の保障が人権法としての側面をもつことが明確になったため、日本が人権尊重を重要な価値として認める国家を標榜する以上、外交関係の有無によって条約の履行の要否を判断することはもはや許されるべきではないことが提言されている。

以上の観点からも、日台関係の実態から出てくる法的諸課題について、日台の直接的な二者関係の中での処理が困難であったり望ましくなかったりする場合、積極的に多国間枠組みのスタンダードを用いていくことが有効な方法となりうるということが想定される。こうしたスタンダードを十全に利用するためにも、外交関係の有無によって義務履行の対象を区別するのではなく、多国間枠組みを国内的に実施する中で、他の国や地域と同じく、台湾ファクターも取り扱っていくという義務履行の脱政治化を図ることが安定的な日台の経済関係の構築にとって有益となるであろう。

5. 研究成果一覧

(各成果日本語200字または英語110語程度の概要を付記。不要な項目は適宜削除。)

こちらは、まだ未刊行であるので、個々の研究成果の内容は、上記「3. 研究成果」を参照。研究成果は2021年度中に成文堂から出版する予定である。

(1) 雑誌論文

1. 著者名：

論文標題：

雑誌名・巻号：

査読の有無：

発行年（西暦）：

掲載頁：

DOI または公開 URI：

概要：

(2) 学会発表

1. 発表者（代表）名：

発表標題：

学会等名：

発表年：

概要：

(3) 図書

1. 著者名：

書名（共著の場合は担当項目を追記）：

出版社名：

発行年（西暦）：

総ページ数（共著の場合は掲載頁を追記）：

概要：

(4) 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）

1. 産業財産権の名称：

発明者：

権利者：

産業財産権の種類（国内・国外の別）：

番号：

出願（取得）年：

概要：

(5) その他